

中央本部指令第43号に対する地本見解

JR東労組中央本部は、2019年5月9日「中央本部指令第43号」を発出し、水戸地方本部・黒澤純一執行委員長、東京地方本部・阿部正明執行委員長、八王子地方本部・金井正明執行委員長に対し「第38回定期大会での制裁申請を行うこと」「緊急措置として執行権を停止すること」「組合員の権利(3)を停止すること」「中央本部の許可無く、全組合事務所および組合施設への立ち入りを禁止すること」を全地本に指令した。

制裁申請の理由は①第45回定期中央委員会で否決された春闘方針をそれぞれの各地方委員会で地本の方針とし提起して方針化し、組合の決議に違反した。②中央本部の許可もなく3地本名で職場討議資料の発行、要請書及び質問状の発出、見解の発出を行った。③討議資料の中に「パラノイア(偏執病)」と記述し、自らの主張に沿わない中央本部、地方本部に対し、誹謗中傷を行った。④討議資料に虚偽の事実を記載し、組合員の権利としての批判の自由を超え、組織に混乱をもたらした。⑤職場討議資料をHPで公開し、組織内外の不特定多数が閲覧できる状態をつくり、「真実の声」等による組織介入を助長した。また、一部の討議資料を他の地本・支部に数回におよび一方的に郵送し、組織に混乱をもたらした。⑥2019年5月8日に3地本連名で「再回答書」を発出し、中央本部指令第41号に違反する行為をした。というものである。

私たち東京地本は、3地本の委員長に対する制裁申請および執行権・組合員権一部停止に強く抗議するものである。

中央本部指令第43号に関して「否決された春闘方針とは何なのか」「要請書および質問状、見解の発出に本部の許可が必要なのか」「討議資料のなかで誹謗中傷した部分はどこなのか」「討議資料に虚偽の事実とは何なのか」「一般的な資料をホームページに掲載することの何が問題なのか」「3地本とは無関係な『真実の声』を持ち出す理由は何なのか」「これまでも各地本に新聞など郵送していたのに何が問題なのか」「指令第41号違反の内容は何なのか」「そもそもどのような組織混乱が起きているのか」今回の制裁申請の理由も疑問だらけである。

職場討議資料を問題にするのならば、内容上の議論をすればいいのである。「大会で決まったから。それ以上でもそれ以下でもない」の一言で内容上の議論を掘り下げることが拒否することは、自らこれまでの行いの間違いを認めたことに他ならない。

4月21日および5月8日に開催された全地本執行委員長会議で、討議資料の何が問題なのか議論を持ちかけても、本部は一方的に「これからも討議資料を送るか送らないか」「決定に従うか従わないか」の二者択一の答えしか求めず、議論が十分に噛み合わないままであった。私たちは、討議資料の内容的な議論を一切拒否したうえで、指令をもって統制処分をかけ、口を封じる本部の独善的な組織運営に組織人として甚だ疑問を感じざるを得ない。

また、5月8日の全地本委員長会議では、本部委員長から「内容の議論ではなく文言の問題だ」「申15号交渉の冒頭、会社からベア交渉を行うにあたり、基本姿勢として36協定

の安定的締結を前提条件として受け入れた」「それを経て0.25%のベアが出た」「労使関係の再構築をめざしたが、瓦解の崖っぷちだ。3箇月締結が引き金を引いた」という言葉を聞くにつれ、中央本部は、過剰な効率化施策によって異常なまでの超勤など、効率化・要員不足に苦勞し、また不当労働行為に日々苦しめられている組合員にどれだけ思いを馳せているのだろうかという強い疑問を感じる。

私たち東京地本は、これまで以上に職場を原点に組合員が最大の関心を寄せ、不安を感じている「変革2027」を契機とした全系統における効率化施策に真剣に向き合い、鉄道従事者として技術・技能継承をしっかりとできる施策にしていかなければならない。そして、組合員と共に将来にわたって安全で安心して働ける職場をつくるために奮闘する決意である。

2019年5月18日
東日本旅客鉄道労働組合
東京地方本部
第14回執行委員会